

- ①食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の
対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン(農林水産省)
- ②「新型インフルエンザ対策のための中小企業BCP」(中小企業庁)
- ③「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(関係省庁対策会議)

新型コロナウイルス対策のためのガイドライン要約

(①、②、③の要約)

令和2年4月1日

株式会社クロックワーク

目次

第1章 新型コロナウイルス対策(COVID-19)のガイドライン要約	3
1. はじめに	4
(1)事業継続計画(BCP)について	4
(2)本資料について	4
2. 新型コロナウイルス(COVID-19)について	4
(1)新型コロナウイルスについて	4
(2)爆発的な感染拡大を予防することの重要性	4
3. 事業継続計画(BCP)の重要性について	5
(1)感染時期ごとに事業継続計画を検討する必要性	5
(2)事業継続のために、自社の努力、取引先との協力、公的支援の利用の3つの視点を持つ	5
4. 事業継続計画を作成しよう	6
(1)事業継続計画を作成する目的	6
(2)具体的に実施すること	6
【様式1】	7
【様式2】	7
第2章 事業継続計画 BCP(感染対策・財務対策)の作成方法	8
1. 新型感染症等対策体制の決定	9
2. 感染対策の検討・実施	10
(1)平時における感染対策(予防対策の徹底)	10
【具体的な感染予防策】	10
ア.一人ひとりが行う予防策	10
(2)発生時における感染対策(患者、濃厚接触者への対応含む)	10
ア. 患者発生の把握	10
イ. 濃厚接触者の確定	10
ウ. 濃厚接触者への対応	10
(3)施設設備等の消毒の実施	11
3. 新型感染症等に備えた事業継続の検討・実行	13
(1)事業継続方針の検討	13
(2)事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定	14
(3)重要な要素・資源の確保	15
(4)人員計画の立案	16
(5)新型感染症等発生時における BCP の策定・実行	17
4. 教育・訓練	18
5. 点検・是正(省略)	18

第1章 新型コロナウイルス対策(COVID-19)のガイドライン要約

1. はじめに

(1) 事業継続計画(BCP)について

新型コロナウイルスが蔓延する未曾有の状況の中では、多くの経営者は、「従業員の安全を確保したい」、「事業の継続が可能なのか」、「事業を早期に復旧したい」等の不安を抱えることとなります。このような経営者の不安を解消し、事業継続するために、事前に緊急時の対応などを検討し、その内容を取りまとめた計画を、BCP (Business Continuity Plan: 事業継続計画) といいます。中小企業庁は、このBCP を中小企業が自ら策定・運用することができるよう支援するために、分かりやすく解説した「中小企業BCP 策定運用指針」(以下、指針)を、公開しました。(<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>)



(2) 本資料について

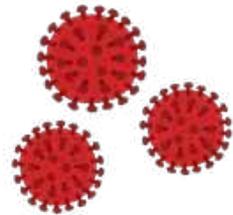
本資料は、これらの必要な情報を掲載した中小企業庁の資料(「新型インフルエンザ対策のための中小企業BCP」)を考慮して、**株式会社クロックワークの社員とのお取引先様にご利用いただくことを目的としてまとめたもの**です。詳細の内容については、関係省庁のガイドラインを参考にしてください。

- ①食品製造業、食品流通業(卸売、小売)、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生時
- ②保健所と連携し、感染拡大防止を前提として、食料安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントを整理する。

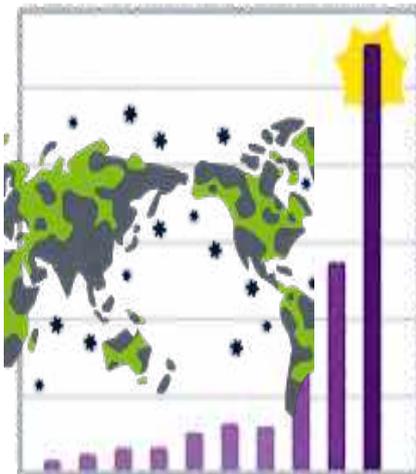
2. 新型コロナウイルス(COVID-19)について

(1) 新型コロナウイルスについて

現段階においては、新型コロナウイルスについてわかっていないことが多く、有効な治療薬も開発中の段階です。一方で、世界各地で爆発的な感染拡大が起きていて、私たちの生活に大きな影響を与えています。(令和2年4月現在)



(2) 爆発的な感染拡大を予防することの重要性



爆発的な感染拡大が起きると、病院に患者が殺到するため、十分な医療を受けられなくなる恐れがあります。大事な人の命を守るためには、爆発的な感染を防止し、感染ピークを押さえ、あるいは軽症者を自宅やホテルに隔離して、重傷者が必要な医療を受けられるようにすることがとても重要になります。

新型コロナウイルスの感染経路を簡単に断定することはできません。しかし、新型コロナウイルスの主な感染経路は、通常のインフルエンザと同じで飛沫感染と接触感染が中心になっていると考えられています。

したがって、爆発的な感染拡大を防止するためには、人々の接触を減らすことが重要であり、都市封鎖などをおこなっている国もあります。

4. 事業継続計画を作成しよう

(1) 事業継続計画を作成する目的

事業継続計画を作成する目的は、①感染拡大を防止して、従業員と身の回りの人々の生命と健康を守ること、②事業を段階的に縮小・転換して継続させ、社会維持に必要な物資・サービスを提供するとともに、一人ひとりの収入を確保し、生活を守り支えることです。

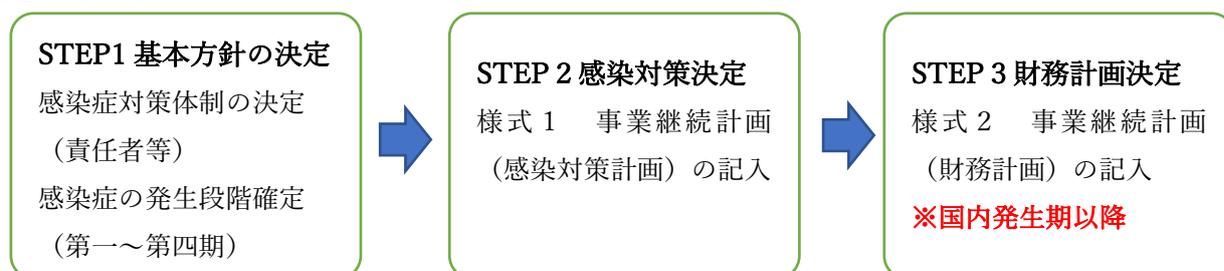


(2) 具体的に実施すること

事業継続計画を策定するにあたっては、次の3つのステップで実施します。

- STEP 1 基本方針の決定** 新型コロナウイルスの対処についての優先順位と役割分担を決めます。
- STEP 2 感染対策の決定** もっとも重要と言える感染対策について、①平時の対策と②蔓延時の対策、③社内で発生した場合などに分けて具体的な方法を決めます。必要に応じて、具体的な手順書を準備します。
- STEP 3 財務計画の決定** 新型コロナウイルスの国内発生時期になると、緊急事態宣言・外出自粛要請・事業自粛要請が出され、事業の継続に大きな影響が出ます。その影響を最小限にしつつ、事業を守るため、①売上減少対策、②経費削減、③キャッシュ・フローの確保の3点で事業計画を準備します。

<実施すること>



基本方針を決めるに当たっては・・・

- 新型インフルエンザの場合、事業を継続する前提として従業員や家族への感染を防止し、その生命を守ることを最優先とすべきです。
- また、自社内の感染を防止するだけでなく、利用客や来訪者への感染拡大を防ぐことも重要です。

左記の「様式1 事業継続計画(感染対策)」と「様式2 事業継続計画(財務計画)」の記入例を参考に事業継続計画を作成してみましよう。記入例にそって事業計画を作成することで、必要な支援などが明確になり、事業の継続とスムーズな事業再開に役立てる事ができます。

【様式1】

様式1 事業継続計画（感染対策計画）記入例

1. 感染対策体制			
(1) 危機管理 体制の整備	担当する人 経営者	いつ どのように	年度の初め、新型感染症の蔓延時 感染症蔓延時の継続業務・縮小業務や感染対策についてのルールと意思決定方法を定める。 問題があった時 十分に機能しない場合は、専門家の指導を受ける。
(2) 情報収集・共有体制の整備	担当する人 総務担当	いつ どのように	年度の初め、新型感染症の蔓延時 ①感染症に関する正しい情報を入力する。（労務者 HP） ②発生時を想定して、従業員の欠勤の可能性（子供・介護者の有無）を確認し、感染対策の普及啓発・訓練を行う。 問題があった時 感染症の蔓延時には、必要に応じて感染対策を見直す。

2. 感染対策の検討・実施（1）平時における感染対策（感染者が社内にはない等）			
①出勤前の感染対策	担当する人 全員	いつ どのように	出勤前 ①自分の体温を測り、発熱と咳がないか確認する。 ②入浴みや症状のある人（咳やくしゃみなど）には極力近づかないようにする。 問題があった時 ①35度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば社社しないこと。 ②接触した場合は、手洗いなどを行うこと。
②出勤時の感染対策	担当する人 全員	いつ どのように	出勤時 ①体温計で体温を測り、発熱と咳、家族の発熱が無い、モーニングチェック表に記入する。 ②出勤したら、消毒液で手指を速やかに消毒する。机、手すり、器具や設備（タイムカード等）を触る前に手洗いをを行う。 問題があった時 ①体調に異常があるときは、帰宅する。家族に感染者がいる場合には、上司に相談し、出勤の可否を決める。 ②手洗いを忘れた場合は、速やかに手洗いをし、手洗い前に触った場所は、除菌剤などで消毒する。
③業務中の感染対策	担当する人 全員	いつ どのように	業務中 ①基本的な感染予防対策（マスク着用、咳エチケット、手洗いの励行、職場の清掃・消毒、手で顔を触らないこと（換気・接触感染を避けるため））を行う。 問題があった時 マスクやエチケットは、飛沫・接触感染について指導する。手洗い・清掃・消毒は再発防止
④お客様の感染対策	担当する人 フロント スタッフ	いつ どのように	接客時 ①入り口の消毒剤で手指の消毒を促す。 ②症状のある人は、体温測定を促す。 問題があった時 ①消毒し忘れた場合には、業務にお断りする。 ②発熱・症状が重い場合には、入店をお断りする

2. 感染対策の検討・実施（2）発生時における感染対策（緊急事態宣言が出た場合等）			
①出勤前の感染対策	担当する人 全員	いつ どのように	出勤前 ①自分と家族の体温を測り、発熱と咳がないか確認・記録する。 ②時差通勤を行い、できるだけ公共交通機関を避ける。 ③38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば社社しないこと。家族の発熱時も感染していないことが確認できるまで出勤しない。 ④公共交通機関を利用する場合、乗降・接触感染防止（手洗い・マスク・咳エチケット）などを徹底する。
②出勤時の感染対策	担当する人 全員	いつ どのように	出勤時 ①体温計で体温を測り、発熱と咳、家族の発熱が無い、モーニングチェック表に記入する。 ②出勤したら、消毒液で手指を速やかに消毒する。机、手すり、器具や設備（タイムカード等）を触る前に手洗いをを行う。 問題があった時 ①体調に異常があるときは、帰宅する。家族に感染者がいる場合には社社しない。 ②手洗いを忘れた場合は、速やかに手洗いをし、手洗い前に触った場所は、除菌剤などで消毒する。
③業務中の感染対策	担当する人 全員	いつ どのように	業務中 ①基本的な感染予防対策の徹底に加え、対人距離を確保。 ②職場の清掃・消毒を行い、出席や会議を中止する。 ③業務の取組みを行う。在宅勤務の実施（各部署3割を目途） 問題があった時 ①基本的な感染対策については、教育する。 ②必要以上に接客する場合には、接客をしっかりと行う。 ③業務取組みについて、契約を確認し、顧客と交渉する。
④お客様の感染対策	担当する人 フロント スタッフ	いつ どのように	接客時 ①入室時の手指の消毒を促す。体温の確認。 ②訪問者の氏名、所属、住所等を記入してもらう。 問題があった時 ①発熱・症状が重い場合には、入店をお断りする。 ②記入しない場合には、入店をお断りする。

(2) (エ) 事業所で従業員・顧客が感染した場合の対応			
①社内感染者の隔離	担当する人 全員	いつ どのように	発生確認時 ①発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。会社全体を清掃・消毒、換気を行う。 問題があった時 感染者が自力で動けない場合、清掃・消毒等は使い捨てガウンを使用して隔離作業・消毒作業を行う。
②濃厚接触者の把握	担当する人 全員	いつ どのように	発生確認時 ①14日間のさかのぼり、接触感染の可能性のある者の氏名をリストにし、保健所に届出する。 問題があった時 行方が不明な場合には、その旨を把握し、保健所の指示を仰ぐ。

【様式2】

様式2 事業継続計画（財務計画）

既存の感染発生対応		国内発生→感染拡大期	小規模工での対応				
(1) 基本継続方針の検討							
従業員を守る 利用者や来訪者の感染拡大を防止							
事業継続計画の策定・実行メンバーの選任							
最終決定者	伊本 敏	人員計画担当	山田・管理部長				
事業計画・売上減少計画	村田・各部門長	財務分析・資金計画	吉田・管理部長				
(2) 事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定。(3) 重要な資産・資源の確保 (単位：千円)							
売上減少	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
前年売上	前年増減	売上割合	増減率	中核事業	事業継続に必要な資源（人員・物品・設備）	社会貢献	事業継続
全社合計	22,000	4,900	100%	22.3%	○	○	○
部門1	15,000	2,500	68.2%	16.7%	○	○	○
部門2	5,000	1,500	22.7%	30.0%	○	○	○
部門3	2,000	900	9.1%	45.0%	×	○	△
合計	22,000						
※月平均や年度で把握する。(単位：千円)							
売上減少	前年売上	不稼働率	人員減少率	売上減少額	備考		
中核事業	部門1	13,000	60%	10%	9,000	小売店販売	
	部門2	5,000	70%	10%	3,500	飲食店販売	
林業・園芸事業	部門3	2,000	70%	10%	200	林業・園芸事業への影響	
合計	22,000			12,700	9,300		
(4) 人員計画の立案							
部門	社員区分	前年人員数	減少率	人員削減の額	備考		
中核事業	部門1	正社員	500	10%	50		
		パート	1,500	10%	150		
	部門2	正社員	250	10%	25		
	パート	400	10%	40			
林業・園芸事業	部門3	正社員	200	10%	20		
		パート	400	10%	40	(FL比率5.5%)	
	部門	正社員					
	パート						
合計		1,250	10%	125			

5) 新型コロナウイルス発生時におけるBCPの策定・実行（財務分析）

● 暫定値分析							
人件費		固定費					
人件費	社会料	家賃	リース料	消耗品費	燃料費	手数料	その他
3,250	650	200	100	5	100	50	200
							4,555 (B)

● 減収を前提とした検証

(1) ①前年売上	(2) ②売上減少額	(3) ③増収	(4) ④人件費減少額	小規模工での対応
22,000	12,700	19%	4,555	6
= ⑤ ①前年売上 - ② ②売上減少額		= ⑥ ③増収 - ④ ④人件費減少額		
= 9,300		= 5,000		
= ⑦ ⑤ - ⑥		= ⑧ ⑦ - ⑧		
= 4,300		= 2,855		

※1 増収率については、実数値で試算します。取引先の増減や仕入による戻付などを考慮する必要があります。

(6) 事業継続のための具体的な対応策

	自社での事業継続努力	他社との協力	公的支援
②売上減少への対応	既存の事業も社会維持に必要な事業へ振り向ける 飲食店を特設リテール・デリバリーにする。 非売人員を在宅ワークに切り替える等	仕入先と連携して、中核事業・社会維持に必要な資源（人員・物品・設備）を確保する。必要量の備蓄をする。	なし
③人件費減少への対応	公的制度をうまく活用して、社員の教育訓練を行い、休業させ、あるいは就業先を探す。 個人への公的支援も活用しながら生活に必要な収入を確保できるようにする。	社会福祉事業で人手不足になっている取引先との連携・共同受託化	雇用調整助成金（厚労省） 【要件】1ヶ月以上5%以上減額【対象】雇用調整の届出の有無を問わない 【給付額】前年5/10（上限3,350円/人・1日あたり）+ 教育訓練助成金の加算（1,200円）
④個人必要額への対応	必要のない固定費の削減 金融機関との返済金の交渉	固定費等（家賃など）の支払滞り の調整	新型コロナウイルス特別貸付（厚労省） 【要件】最近1ヶ月の売上前年または前4年の同期と比較して5%以上減少して、5万円 【償還期】最大6000万円 【利率】基準利率-0.5%（東京都利子）あり

第2章 事業継続計画 BCP(感染対策・財務対策)の作成方法

1. 新型コロナウイルス等対策体制の決定

まずは、社内の体制を整え、役割分担と情報収集の方法を決めましょう。人数が少ない会社では、意思決定を迅速に行うことができれば、形式に拘る必要はありません。

(1) 危機管理体制の整備

【なぜ必要なのか】

新型コロナウイルスの蔓延時や自粛要請や緊急事態宣言が出された場合に備えて、継続業務の内容や縮小業務、職場での感染対策の実行などについて検討する必要があります。感染症対策のほか、自社の経営継続のための重要業務の継続やそのための財務診断等を含むものと考えられるため、本ガイドラインのほか、参考資料等も併せて参照してください。

【いつ】

年度の初め、新型コロナウイルスの蔓延時

【どのように】

経営責任者が率先し、危機管理・重要業務の実施部局・労務・人事・財務・広報などの責任者を交えて行うことが必要です。また、就業規則や労働安全衛生にもかかわることから、従業員や産業医等をメンバーに加えることが望まれます。

【問題が発生した時はどうするか】

新型コロナウイルス等発生時には、経営者をトップとした危機管理組織を設置し、事業所の感染予防、事業継続に関する意思決定体制を構築する。

(2) 情報収集・共有体制の整備

【なぜ必要なのか】

新型コロナウイルスに対するしっかりとした計画策定及び意思決定を行うために、平時から新型コロナウイルス等に関する正しい情報を収集するとともに、継続して入手できる体制を構築するとともに、発生時を想定して、従業員の発症状況や欠勤の可能性等を確認する体制を構築する。

【いつ】

年度の初め、新型コロナウイルスの蔓延時

【どのように】

ア) 平時からの情報収集・共有

一般的な情報: 感染症が発生している地域と感染症の概要(特徴、症状、治療方法等)

社内の情報: 緊急連絡先や学校等に通う子ども、要介護の家族、その他支援の必要性の有無等。

取引先情報: 事業者団体、関係事業者等と情報交換を行い、発生時の連携等について事前に協議する。

イ) 普及啓発・訓練

① 従業員に対して、感染対策についての普及啓発・訓練を行う。感染症等発生時に業務に従事する者に対しては、その感染リスクの低減方法を理解・納得させる。

② 必要な取引事業者に対し、感染対策等の普及啓発を実施することが望ましい。

ウ) 発生時の情報収集・共有

[収集すべき情報] 新型コロナウイルスが発生している地域・概要、事業者および国民が実施すべき対応、従業員の渡航状況・健康状況、欠勤の希望・予定

【問題が発生した時はどうするか】

事業者は、国(内閣官房、厚生労働省、外務省等)、地方公共団体、世界保健機構(WHO)等が公表する国内外の新型コロナウイルス等の発生状況や対応状況、感染対策などの情報を、早急に従業員等に対し正確に伝える。

2. 感染対策の検討・実施

(1) 平時における感染対策(予防対策の徹底)

コロナウイルス感染症対策については、現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター(集団)が次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされており、厚生労働省、都道府県、保健所からの情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

【具体的な感染予防策】

事業所は、従業員に対し、3密(密集・密閉・密接)を避けるとともに、次に掲げる感染予防策を徹底するように要請します。

ア.一人ひとりが行う予防策

① 体温の測定と記録

② 発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底

③ 以下の場合には所属長に連絡の上保健所に問い合わせ

・ 体温 37.5 度以上の熱が4日以上継続した場合(解熱剤を飲み続けなければならぬ場合を含む)

・ 強いだるさや息苦しさがある場合

・ 基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など))がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさ
が2日程度続く場合

事業所は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。

イ.会社全体で実施する予防策

① 出勤時、トイレ使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時には手洗い、手指の消毒。

② できる限りマスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆。

③ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。

(2) 発生時における感染対策(患者、濃厚接触者への対応含む)

ア. 患者発生の把握

事業所は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。

イ. 濃厚接触者の確定

新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています。

このため、事業所は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

ウ. 濃厚接触者への対応

事業所は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14 日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。

事業所は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。

濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業所は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年2月27日版）」）

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

(3) 施設設備等の消毒の実施

(ア) 事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域(売場、厨房、製造加工施設、倉庫(冷蔵庫、冷凍庫を含む。以下同じ。)、執務室等)の消毒を実施します。

(イ) 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域(売場、厨房、製造加工施設、倉庫、執務室等)のうち、手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり等)を中心に、アルコール(消毒用エタノール(70%))又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)で拭き取り等を実施してください。

(ウ) 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

(エ) 確実な消毒作業が行えるように、必要に応じて手順書を定めておきましょう。新型コロナウイルスに対する不活化効果については、多くの消毒薬が認められているようですが、用法・濃度を確認しながら使用する手順を定めておきましょう。

(1) 平時における感染対策

【なぜ必要なのか】

事業者は、新型コロナウイルスの発生時に事業所内における感染拡大を防止するために、必要十分な感染対策を講じる必要があります。そのため、平時(未発生期)から開始するものを含め、発生段階ごとに実施する感染対策を定めておく必要があります。

【いつ】

職場における感染リスクについて、職場ごとに対策が必要な場面を設定し、リスクを低減する方法を検討します。

【どのように】

感染対策に実効性を高めるため、職場で感染した可能性がある者(不顕性感染者)がいる場合を想定し、以下の2つの観点から、対応措置を決めておくことが望まれます

従業員の感染リスクの低減:出勤前、出勤時などに場面を分け、感染者の社内入室を避ける方法を検討する。具体的には、①感染症状の確認と記録、②不顕性感染者による感染源の持ち込みを予防するルールを決める必要があります。

職場内での感染防止:職務中と来客などに対する感染源の持ち込みを予防する仕組みが必要になる。具体的には、職場内での基本的感染症対策(手洗い、マスク、咳エチケット等)の実施と感染症対策についての顧客の理解を得る方策が必要になります。

また、職場で感染の疑いのある者が発見された場合を想定し、対処する作業班を決めておくとともに、感染防止の「事業継続計画(BCP)」を店頭に掲示し、顧客および従業員の理解を得る努力が必要になります。

【問題が発生した時はどうするか】

平時の感染対策が守られない場合には、その必要性が十分に理解されていない可能性が考えられます。

守られなかった状況や不具合点(ヒヤリ・ハット)を記録し、定期的(1回/月程度)に記録を見直し、社内でも話し合しましょう。

(2) 発生時における感染対策

【なぜ必要なのか】

発生時においては、不顕性感染者による感染拡大を防止するために、徹底した感染対策が必要です。平時(未発生期)から開始するものを含め、発生段階ごとに実施する感染対策を定めておく必要があります。

【いつ】

不顕性感染者が職場にいることを前提に、接触感染が起きる場面を検討し、感染を「拡げない」方法を決めます。

【どのように】

職場全員が不顕性感染者であることを前提に、健常者に感染させない事を優先して、具体的な方法を決定します。具体的には、健常者を感染源から遠ざける方法を検討すると共に、接触場面をできるだけ少なくします。

従業員の感染リスクの低減:事業継続が可能な限度で、できる限り、従業員同士の接触を少なくするルールを決めます。感染者の可能性が認められる従業員が自宅から出ないように促します。

職場内での感染防止:事業継続が可能な限度で、できる限り、従業員同士の接触を少なくするルールを決めます。顧客に対しても、毅然とした態度で感染防止対策を優先させるとともに、物理的距離を確保します。ます。

【問題が発生した時はどうするか】

職場から感染者が出るかどうかに関わらず、本ガイドラインに従い職場の清掃・消毒を実施します。具体的には、通常の清掃に加えて、机やドアノブ等人の手が触れる場所を消毒します。手順書を巻末に例示します。

(3) 海外勤務する従業員等への対応 沖縄県内の対策を優先するため、省略

3. 新型コロナウイルス等に備えた事業継続の検討・実行

(1) 事業継続方針の検討

事業所は、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源(マスク、手袋、消毒液等)等を把握してください。

事業所は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

(参考) 従業員の確保状況による段階別の業務継続体制

事業所は、従業員の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

【第一段階】

(業務の内容) 原則通常どおりの業務

(人員体制) 早出・残業等で業務対応

【第二段階】

(業務の内容) 重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止

小規模事業所の場合にあっては業務全体の休止も含め判断

(人員体制) 早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援

○様式2の利用方法

【様式2】事業継続計画(財務対策)の空欄に①昨年度の売上と粗利率、②売上減少予想、③休業等による人件費の削減率、④固定費等を整理して、小康期までの月数を掛けて、⑤会社に必要な資金を計算しましょう。

その上で、⑥現在の資金と比較し、⑦必要な借入額を計算して、下段の公的支援を受けましょう。

【なぜ必要なのか】

新型コロナウイルス等発生時に想定される被害を勘案しつつ、事態の進展に応じたBCPを作成し、従業員等の感染とともに事業への影響を最小限に抑える。一般の事業者において、事業継続をどの程度行うかについての決定は、従業員や訪問者、利用客等の感染対策の実施を前提として、事業者自らの経営判断として行われる。

【いつ】

感染症発生段階(第一段階～第四段階)のうち、次の段階へ移行することが見込まれた時

【どのように】

事業継続計画を作成するために必要なメンバーを選任し、【様式2 事業継続計画(財務計画)】に従って、(2) 事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定、(3) 重要な要素・資源の確保、(4) 人員計画の立案、(5) 新型コロナウイルス等発生時におけるBCPの策定・実行(財務計画)を行う。

【問題が発生した時はどうするか】

事業継続に必要な資金が確保されていない場合には、速やかに金融機関、公的支援機関(商工会、商工会議所等)に相談し、支援を要請する。

(2)事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定

【なぜ必要なのか】

全ての事業者において、一部の従業員が感染したり、サプライチェーン(仕入れ物流)に制約を受けることが考えられる。このため事業者は、新型インフルエンザ等発生時に自組織の事業が受ける影響について分析し、新型コロナウイルス等発生時の事業の継続レベル(継続、縮小、休止)を発生段階ごとに特定する。

【いつ】

感染症発生段階(第一段階～第四段階)のうち、次の段階へ移行することが見込まれた時

【どのように】

一般の事業者は、新型コロナウイルス等発生時の事業に対する需要の変化を予測し、従業員の感染リスクと経営維持の観点から総合的に判断の上、継続する重要業務(中核業務)を絞る。一般には需要が減少することが考えられるが、業種や品目によっては、需要が増加することが考えられる。

【問題が発生した時はどうするか】

自粛要請が出た場合など、中核業務自体の継続が困難な場合には、社会維持に必要な業務への転換を図る。必要に応じて、公的支援機関(商工会、商工会議所等)に相談し、支援を要請する。

- 社会機能の維持に関わる企業の場合は、まん延期においても事業継続を求められます。また、こうした企業がBCPを考える場合は、業界ごとでどのような対応をするのかを検討しておくことも重要となります。
- 一方で、事業継続に伴い感染が拡大してしまう危険性のある企業は、事業の自粛を要請される可能性があります。

□ 社会機能の維持に関わる企業の具体例

(社会機能の維持に関わる企業をサポートしている企業も含む)

医薬品の供給に関わる企業、生活必需品を製造販売している企業、食料品を製造販売している企業、生活必需品の物流に関わる企業、食料品の物流に関わる企業、ライフライン関係者の基幹システムに関わる企業、ライフライン関係者の施設管理に関わる企業 など

□ 事業の自粛が要請される可能性がある企業の具体例

集会施設、美術館、博物館、動物園、図書館、映画館、劇場、スポーツ施設、遊園地 など

重要業務の決定(業務の絞り込み)の案

①社会機能維持事業の継続

例:食品製造部門・流通部門、これらのサポート部門→できる限り継続
具体的対応策:物品の確保、在宅勤務との割振り、感染防止対策と業務内容の見直し

②社会機能維持事業への転換

例:飲食部門、接客部門、教育部門→一時縮小し、業務転換を図る。
具体的対応策:飲食業の設備スタッフをテイクアウト・デリバリー事業へ転換・振替
社内必要物品の内製化(例;布マスクの作成・洗浄消毒殺菌)

(3)重要な要素・資源の確保

【なぜ必要なのか】

新型コロナウイルス等発生時、特に緊急事態宣言されている場合においては、重要業務の継続を実現するため、他の業務を縮小するなどの措置を行うことが想定される。そのため、あらかじめ継続業務に不可欠な要素・資源を洗い出し、確保するための方策を講ずる。

【いつ】

感染症発生段階(第一段階～第四段階)のうち、次の段階へ移行することが見込まれた時

【どのように】

新型インフルエンザ等発生時、一部の従業員が欠勤することを想定して代替策を準備しておく必要がある。国内発生早期以降、学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小などにより、共働きの世帯等は出勤が困難となる場合がある。また、感染の疑いがある者について、保健所から外出自粛が要請される可能性があるため、多数の従業員が長期間欠勤すること、仮に自社や取引先の従業員の40%程度が2週間程度欠勤するケースを想定し、継続する重要業務を絞り込んでおく(地域や業種等によって40%以上欠勤する可能性があることも想定し、数通りのケースについて検討しておくことが望ましい。)

【問題が発生した時はどうするか】

特に、国内発生早期では、同じ職場で感染者が発見された場合、濃厚接触者が自宅待機するケースが想定される。そのため、継続する重要業務を決定する際には、濃厚接触者が自宅待機することを想定した検討を行う必要がある。濃厚接触者の定義は、感染症法における新型コロナウイルス等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」であり、発生した新型コロナウイルス等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、患者と同居する家族等が想定される。濃厚接触者の定義の参考例は以下のとおり。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。〔「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年2月27日版）」〕

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

②緊急事態宣言がされている場合、サプライチェーン全体が機能するかどうかが問題となる。重要業務を継続するには、事業規模等に応じその継続に不可欠な取引事業者を洗い出して、新型インフルエンザ等発生時の事業継続のレベルについてあらかじめ調整し、必要な措置を講じる必要がある。

- i 取引事業者間で、事前対策の促進について相互協力するとともに発生時の相互支援等について決定する。
- ii 調達困難となる原材料等については、備蓄を増やす等の措置を行う

(4)人員計画の立案

【なぜ必要なのか】

新型コロナウイルス等の発生時は、新型インフルエンザの発生時と同様に従業員の安心とともに社会的信用を保つことができるよう、事業者内外のコミュニケーションについて検討しておく。

新型コロナウイルス等の流行時は、各職場においても、従業員本人の発症や発症した家族の看病等で、一時的には、多くの従業員が欠勤することが予想される。新型インフルエンザの場合は、従業員本人の発症はピーク時に多く見積もっても約5%と想定されるが、その他の理由で欠勤することを踏まえ、従業員が最大で40%欠勤した場合を仮定して、人員計画を立案することが必要であり、新型コロナウイルスも同様に考える。

【いつ】

感染症発生段階(第一段階～第四段階)のうち、次の段階へ移行することが見込まれた時

【どのように】

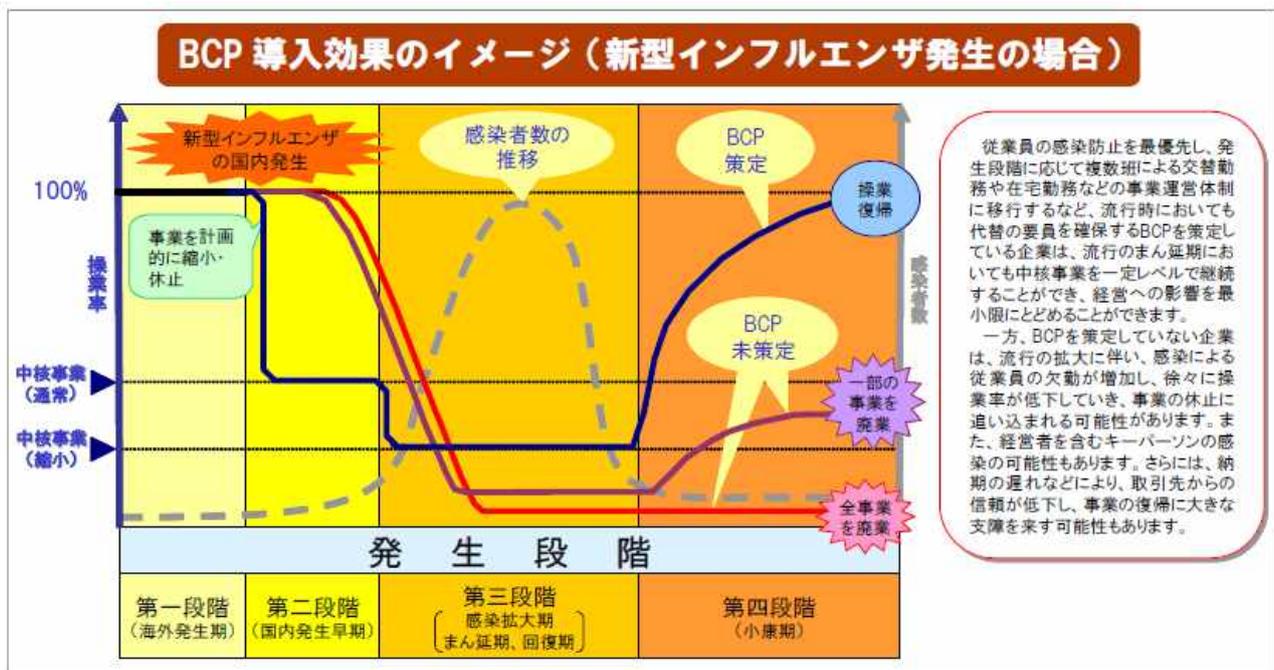
事業者は、当該事業者や取引事業者の従業員がピーク時の2週間程度、多数欠勤した場合に備えて、取引事業者や補助要員を含む運営体制について、業務の性格に応じた検討を行い、対策を講ずるとともに、従業員等に対する教育・訓練を行う。

事業を継続する場合、事業者は、従業員の感染拡大防止のための指導のほか、訪問者、利用客等に対しても感染対策の順守を要請する。また、職場とともに家庭生活におけるリスクを下げることを検討する。

【問題が発生した時はどうするか】

図2に、新型コロナウイルス等発生時の事業者において業務量、就業可能な者の数等のイメージを提示する。早い段階で感染対策を講じること、欠勤者数が増加する前に計画的に業務量を減少させることが重要業務の継続のために重要である。

⑥ 事業者の重要な意思決定を行う者等については、事業規模等に応じて交替勤務等を取り入れ、事業者の意思決定を行う代替要員が同時に発症しないような体制（スプリットチーム制）を整備することが考えられる。



(5) 新型コロナウイルス等発生時における BCP の策定・実行

【なぜ必要なのか】

事業者は、新型コロナウイルス等発生に備えて発生段階ごとの人員計画を策定・実行する。

【いつ】

感染症発生段階（第一段階～第四段階）のうち、次の段階へ移行することが見込まれた時

【どのように】

ア) 海外発生期（第一段階） 情報収集に務める。イ) 国内発生早期に移行するかどうかを注視する。

イ) 国内発生早期（第二段階）

- ① 事業者において感染対策を実施した場合、ある程度業務に支障が生じることが考えられる。こうした影響を想定した上で人員計画を立案・実行する。
- ② 国内発生早期には、学校等の臨時休業や福祉サービスの一部休止が想定され、共働き家族等は仕事を休んで対応することが考えられる。事業者は、欠勤の可能性の高い従業員をあらかじめ把握し、代替要員の確保、在宅勤務の可否、又は復帰までの業務の一時休止を検討する。
- ③ 業務において多数の者と接触することを避ける（例：出張・会議の中止）
- ④ 都市部の事業者においては、満員電車や満員バス等による通勤を避ける
- ⑤ 国内発生早期において、従業員や訪問者、利用客等の中に感染者が発見された場合、その濃厚接触者である従業員は感染拡大防止のために自宅待機の要請により、出勤できない可能性があることも想定した人員計画も立案する。

ウ) 国内感染期（第三段階）

- ① 国内に感染が拡大した状況下において、一般の事業者が職場のある地域への立ち入り制限等を要請されることはないが、感染対策を講じる必要がある。また、事業所内において感染の拡大が認められた場合には、自主的に一時休業することも想定して、どのような状況で事業所を一時休業すべきかを事前に検討する。
- ② 従業員本人の発症や発症した家族の看病等のために、従業員が欠勤する可能性がある。流行のピーク時に発症のために欠勤する従業員は5%であると想定されるが、事業者においては、40%程度が2週間にわたり欠勤することを前提とした人員計画を立案することが望ましい。その他、家族の看病等で欠勤する可能性のある従業員をあらかじめ把握して、人員計画を策定することが考えられる。
- ③ 新型コロナウイルス等発生の影響が長期間に及んだ場合、事業者によっては、財務対策（キャッシュフローの確保等）の検討を行う必要が生じる。事業者ごとに財務対策の検討・実施を行う。

エ) 小康期（第四段階）

新型インフルエンザに感染した従業員の多くは、発症から14日間程度で治癒すると考えられ、発症・治癒した者はウイルスに対する免疫を持つことが一般であるが、新型コロナウイルスを含む、新型コロナウイルスはその時期や免疫の有無が明らかになっていない。小康状態においては、治癒した従業員も含めた人員計画を立案する必要があるが、これらの点を考慮して慎重に判断すべきである。

【問題が発生した時はどうするか】

自粛要請が出た場合など、中核業務自体の継続が困難な場合には、社会維持に必要な業務への転換を図る。必要に応じて、公的支援機関（商工会、商工会議所等）に相談し、支援を要請する。

4. 教育・訓練

【なぜ必要なのか】

各事業者は、正しい知識を習得し、従業員への周知に努める。まず、現時点から始めるべき感染対策を実践することが求められる。

感染対策は、経営者から従業員一人一人まで全員による行動変容が重要である。そのため、現時点で始める感染対策を決め、経営者自らが率先して実践することが望まれる。

【いつ】

平時および感染症発生段階（第一段階～第四段階）のうち、次の段階へ移行することが見込まれた時

【どのように】

①事業継続計画(感染対策)を円滑に実行するための教育訓練

a 職場における感染対策について、従業員に対する教育・普及啓発を行う(新型インフルエンザ等の基礎知識、職場で実施する感染対策の内容、本人や家族が発症した際の対応等)。

b 発生前の危機管理組織の体制整備(立上げ訓練も行っておくことにより、発生時には、迅速に召集、設置を行い、具体的活動が開始できるようにする。)

c クロストレーニング(従業員が複数の重要業務を実施できるようにしておき、欠勤者が出た場合に代替要員とする。)

d 在宅勤務の試行(通勤による感染リスクを下げるができる。また、共働き世帯で子どもの面倒を見るためや家族に発症者が出たために出勤できない場合に有効である。)

②実際の感染発生に備えた訓練

新型感染症等対策に対する従業員の意識を高め、発生時に的確な行動をとれるよう、新型感染症等の発生に備えた訓練を立案・実施する。

a 国内発生早期に従業員が発症、国内感染期に進展など複数の状況を設定した机上訓練

b 感染対策に関する習熟訓練(例:個人防護具の着用、出勤時の体温測定等)

c 職場内で発症者が出た場合の対応訓練(帰国者・接触者相談センターへの連絡、病院等への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等)

d 幹部や従業員の発症等を想定した代替要員による重要業務の継続にかかわる訓練

5. 点検・是正(省略)

様式1 事業継続計画（感染対策計画）記入例

1. 感染対策体制			
(1) 危機管理体制の整備	担当する人	いつ	年度の初め、新型コロナウイルスの蔓延時
	経営者	どのように	感染症蔓延時の継続業務・縮小業務や感染対策についてのルールと意思決定方法を定める。
		問題があった時	十分に機能しない場合は、専門家の指導を受ける。
(2) 情報収集・共有体制の整備	担当する人	いつ	年度の初め、新型コロナウイルスの蔓延時
	総務担当	どのように	①感染症に関する正しい情報を入手する。(厚労省 HP) ②発生時を想定して、従業員の欠勤の可能性(子供・要介護者の有無)を確認し、感染症対策の普及啓発・訓練を行う。
		問題があった時	感染症の蔓延時には、必要に応じて感染対策を見直す。

2. 感染対策の検討・実施 (1) 平時における感染対策(感染者が社内にはいない等)			
①出勤前の感染対策	担当する人	いつ	出勤前
	全員	どのように	①自分の体温を測り、発熱と咳がないか確認する。 ②人混みや症状のある人(咳やくしゃみなど)には極力近づかないようにする。
		問題があった時	①38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出社しないこと。 ②接触した場合、手洗いなどを行うこと。
②出勤時の感染対策	担当する人	いつ	出勤時
	全員	どのように	①体温計で体温を測り、発熱と咳、家族の発症が無いか、モーニングチェック表に記入する。 ②出勤したら、消毒液で手指を速やかに消毒する。机、手すり、器具や設備(タイムカード等)を触る前に手洗いを行う。
		問題があった時	①体調に異常があるときは、帰宅する。家族に感染者がいる場合には、上司に相談し、出勤の可否を決める。 ②手洗いを忘れた場合は、速やかに手洗いをし、手洗い前に触った場所は、除菌剤などで消毒する。
③業務中の感染対策	担当する人	いつ	業務中
	全員	どのように	基本的な感染予防対策(マスク着用、咳エチケット、手洗いの励行、職場の清掃・消毒、手で顔を触らないこと(飛沫・接触感染を避けるため))を行う。
		問題があった時	マスクやエチケットは、飛沫・接触感染について指導する。手洗い・清掃・消毒は再洗浄
④お客様の感染対策	担当する人	いつ	来客時
	対応者	どのように	①入り口の消毒剤で手指の消毒殺菌を促す。 ②症状のある人は、体温測定を促す。
		問題があった時	①消毒し忘れた場合には、笑顔でお願いする。 ②発熱・症状が重い場合には、入店をお断りする

2. 感染対策の検討・実施 (2) 発生時における感染対策(緊急事態宣言等が出た場合等)			
①出勤前の感染対策	担当する人	いつ	出勤前
	全員	どのように	①自分と家族の体温を測り、発熱と咳がないか確認・記録する。 ②時差通勤を行い、できるだけ公共交通機関を避ける。
		問題があった時	①38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出社しないこと。家族の発症時も感染していないことが確認できるまで出勤しない。 ②公共交通機関を利用する場合、飛沫・接触感染防止(手洗い・マスク・咳エチケット)などを徹底する。
②出勤時の感染対策	担当する人	いつ	出勤時
	全員	どのように	①体温計で体温を測り、発熱と咳、家族の発症が無いか、モーニングチェック表に記入する。 ②出勤したら、消毒液で手指を速やかに消毒する。机、手すり、器具や設備(タイムカード等)を触る前に手洗いを行う。
		問題があった時	①体調に異常があるときは、帰宅する。家族に感染者がいる場合には出社しない。 ②手洗いを忘れた場合は、速やかに手洗いをし、手洗い前に触った場所は、除菌剤などで消毒する。
③業務中の感染対策	担当する人	いつ	業務中
	全員	どのように	①基本的な感染予防対策の徹底に加え、対人距離を保つ。 ②職場の清掃・消毒を行い、出張や会議を中止する。 ③業務の絞込みを行う。在宅勤務の実施(各部署3割を目標)
		問題があった時	①基本的な予防対策については、教育する。 ②5名以上密集する場合には、換気をしっかり行う。 ③業務絞込みについて、契約を確認し、顧客と交渉する。
④お客様の感染対策	担当する人	いつ	来客時
	対応者	どのように	①入室時の手指の消毒殺菌と症状と体温の確認。 ②訪問者の氏名、所属、住所等を記入してもらう。
		問題があった時	①発熱・症状が重い場合には、入店をお断りする。 ②記入しない場合には、入店をお断りする。

(2) (エ) 事業所で従業員・顧客が発症した場合の対処			
①社内発症者の隔離	担当する人	いつ	発症確認時
	各リーダー	どのように	発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。会社全体を清掃・消毒、換気を行う。
		問題があった時	感染者が自力で動けない場合、清掃・消毒時は使い捨てガウンを使用して隔離作業・消毒作業を行う。
②濃厚接触者の把握	担当する人	いつ	発症確認時
	部門長	どのように	14日間さかのぼり、接触感染の可能性のある者の氏名住所をリストにし、保健所に届出する。
		問題があった時	行動が不明な場合は、その旨を記載し、保健所の指示を仰ぐ。

様式1 事業継続計画（感染対策計画）

1. 感染対策体制			
(1) 危機管理体制の整備	担当する人	いつ	
		どのように	
		問題があった時	
(2) 情報収集・共有体制の整備	担当する人	いつ	
		どのように	
		問題があった時	

2. 感染対策の検討・実施 (1) 平時における感染対策(感染者が社内にはない等)			
① 出勤前の感染対策	担当する人	いつ	
		どのように	
		問題があった時	
② 出勤時の感染対策	担当する人	いつ	
		どのように	
		問題があった時	
③ 業務中の感染対策	担当する人	いつ	
		どのように	
		問題があった時	
④ お客様の感染対策	担当する人	いつ	
		どのように	
		問題があった時	

2. 感染対策の検討・実施 (2) 発生時における感染対策(緊急事態宣言等が出た場合等)			
① 出勤前の感染対策	担当する人	いつ	
		どのように	
		問題があった時	
② 出勤時の感染対策	担当する人	いつ	
		どのように	
		問題があった時	
③ 業務中の感染対策	担当する人	いつ	
		どのように	
		問題があった時	
④ お客様の感染対策	担当する人	いつ	
		どのように	
		問題があった時	

(2) (エ) 事業所で従業員・顧客が発症した場合の対処			
① 社内発症者の隔離	担当する人	いつ	
		どのように	
		問題があった時	
② 濃厚接触者の把握	担当する人	いつ	
		どのように	
		問題があった時	

様式2 事業継続計画（財務計画）

現在の感染発生段階	国内発生→感染拡大期	小康期までの月数	
-----------	------------	----------	--

(1) 基本継続方針の検討

従業員を守る
利用者や来訪者の感染拡大を防ぐ

事業継続計画の策定・実行メンバーの選任

最終決定者	伊志嶺	人員計画担当	山田・管理部	その他補助
事業分析・売上減少担当	村田・各部門長	財務分析・資金手当	吉田・管理部	管理部

(2) 事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定、(3) 重要な要素・資源の確保 (単位：千円)

・売上分析	①		②		③	④		⑤	⑤
	昨年売上	昨年粗利	売上割合	粗利率	中核事業	事業維持に必要な資源（人員・物品・設備）		社会機能維持	事業継続
全社合計	22,000	4,900	100%	22.3%	/	/		/	/
部門1	15,000	2,500	68.2%	16.7%	○	原材料・包材ともに確保OK		○	○
部門2	5,000	1,500	22.7%	30.0%	○	原材料・包材ともに確保OK		○	○
部門3	2,000	900	9.1%	45.0%	X	原材料確保問題なし、人員不足		X	△
合計 ①	22,000				/	/		/	/

※月平均や年間で試算する。 (単位：千円)

・売上減少試算	昨年売上		予想減少率	人員減少率	売上減少額	備考
	部門名	売上				
中核事業	部門1	15,000	60%	10%	9,000	小売店販売
	部門2	5,000	70%	10%	3,500	直営店販売
休止・縮小事業	部門3	2,000	70%	10%	200	飲食店→テイクアウトへ転換
						予想売上
合計	22,000			②	12,700	9,300

(4) 人員計画の立案

		社員区分	昨年人件費	減少率	人件費減少額	備考
中核事業	部門1	正社員	500	10%	50	
		パート	1,500	10%	150	
	部門2	正社員	250	10%	25	
		パート	400	10%	40	
休止・縮小事業	部門3	正社員	200	10%	20	
		パート	400	10%	40	(FL比率55%)
	部門	正社員				
		パート				
合計			3,250	③	325	

5) 新型インフルエンザ等発生時におけるBCPの策定・実行（財務分析）

・管理費分析

人件費		固定費						
人件費	社保料	家賃	リース料	消耗品費	燃料費	手数料	その他	合計
3,250	650	200	100	5	100	50	200	4,555 ④

・必要な資金の確保

((①昨年売上	-②売上減少額)	×粗利率) ※1	- (④管理費	-③人件費減少額)	小康期までの月数
22,000	12,700	15%	4,555	325	6
=⑤会社維持に必要な資金			- ⑥現在の資金	5,000	
=⑦借入必要額			-12,010	※月間赤字	-2,835

※1 粗利率については、変更後で試算します。取引先の繰延や倒産による未回収を含めて考慮する必要があります。

(6) 事業継続のための具体的な対応策

	自社での事業維持努力	他社との協力	公的支援
②売上減少額への対応	既存の事業を社会維持に必要な事業へ振替る 飲食店を持帰り専門・デリバリーにする。 余剰人員を布マスク生産に切替る等	仕入先と連携して、中核事業・社会維持に必要な資源（人員・物品・設備）を確保する。必要量の備蓄をする。	なし？
③人件費減少への対応	公的制度を上手く活用して、社員の教育訓練を行い、休業させ、あるいは配置転換する。 個人への公的支援策も注視しながら生活に必要な収入を保障できるようにする。	社会維持事業で人手不足になっている取引先との連携・外部委託受注	雇用調整助成金（厚労省） 【要件】1ヶ月5%以上低下 【対象】雇用保険の加入の有無を問わない 【助成率】最大9/10（上限8,330円（1人一日あたり）+教育訓練場合の加算 1,200円）
⑦借入必要額への対応	必要のない固定費の削減 金融機関との返済金の交渉	固定費等（家賃など）の支払時期の調整	新型コロナウイルス特別貸付（公庫） 【要件】最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 【限度額】最大6000万円 【利率】基準利率-0.9%（実質無利子）あり

様式2 事業継続計画（財務計画）

現在の感染発生段階	小康期までの月数
-----------	----------

(1) 基本継続方針の検討

--

事業継続計画の策定・実行メンバーの選任

最終決定者		人員計画担当	
事業分析・売上減少担当		財務分析・資金手当	

(2) 事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定、(3) 重要な要素・資源の確保 (単位：千円)

・売上分析	①		②		③	④	⑤	⑤
	昨年売上	昨年粗利	売上割合	粗利率	中核事業	事業維持に必要な資源（人員・物品・設備）	社会機能維持	事業継続
全社合計	0	0	0%					
部門1								
部門2								
部門3								
合計 ①	0							

※月平均や年間で試算する。 (単位：千円)

・売上減少試算	昨年売上		予想減少率	人員減少率	売上減少額	備考
	部門名	売上				
中核事業	部門1	0			0	
	部門2	0			0	
休止・縮小事業	部門3	0			0	
合計	0			②	0	0

(4) 人員計画の立案

		社員区分	昨年人件費	減少率	人件費減少額	備考
中核事業	部門1	正社員			0	
		パート			0	
	部門2	正社員			0	
		パート			0	
休止・縮小事業	部門3	正社員			0	
		パート			0	
	部門	正社員				
		パート				
合計			0	③	0	

5) 新型インフルエンザ等発生時におけるBCPの策定・実行（財務分析）

・管理費分析

人件費		固定費						合計
人件費	社保料	家賃	リース料	消耗品費	燃料費	手数料	その他	
0	0							0 ④

・必要な資金の確保

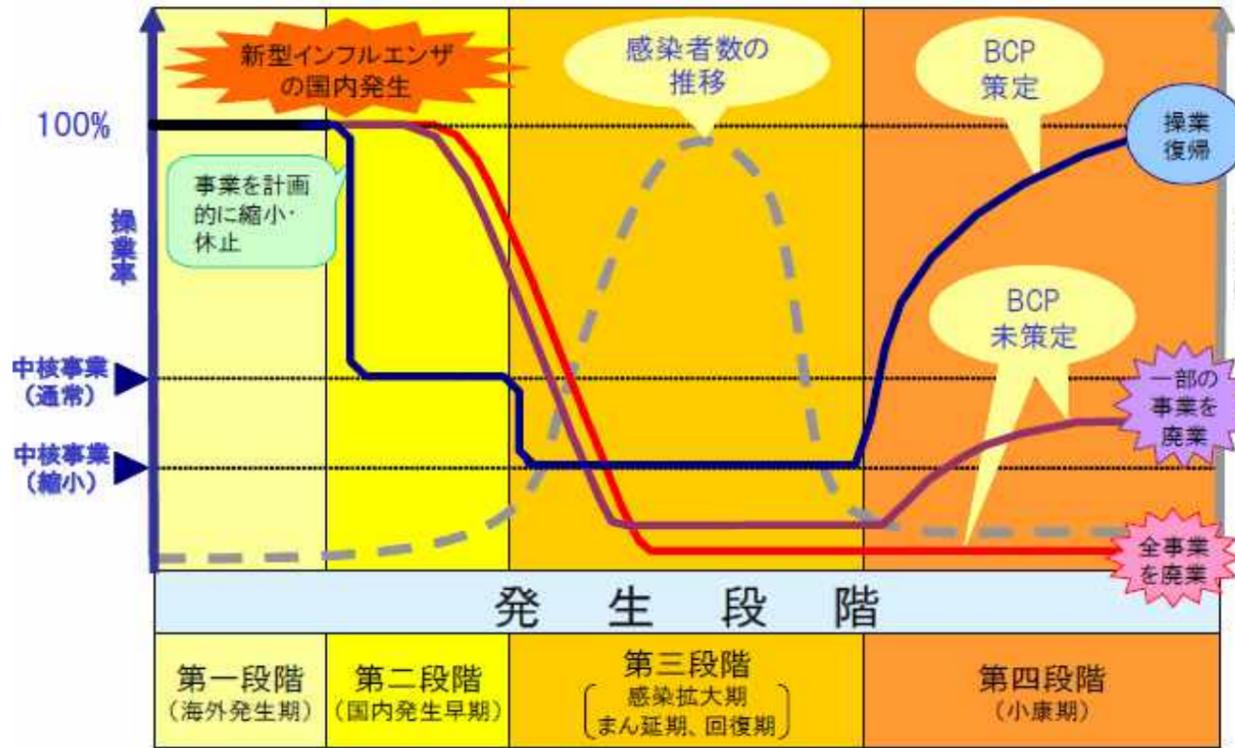
((①昨年売上	- ②売上減少額	×粗利率) ※1	- (④管理費	- ③人件費減少額)	小康期までの月数
0	0	15%	0	0	0
= ⑤会社維持に必要な資金			- ⑥現在の資金		
= ⑦借入必要額			0	※月間赤字	0

※1 粗利率については、事業変更後を考慮して試算します。取引先の繰延や倒産による未回収を含めて考慮する必要があります。

(6) 事業継続のための具体的な対応策

	自社での事業維持努力	他社との協力	公的支援
②売上減少額への対応			なし？
③人件費減少への対応			雇用調整助成金（厚労省） 【要件】1ヶ月5%以上低下 【対象】雇用保険の加入の有無を問わない 【助成率】最大9/10（上限8,330円（1人一日あたり）+教育訓練場合の加算 1,200円）
⑦借入必要額への対応			新型コロナウイルス特別貸付（公庫） 【要件】最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 【限度額】最大6000万円 【利率】基準利率-0.9%（実質無利子）あり

感染症の発生段階と事業継続計画の関係



【推奨される企業の行動】

発生段階	第一段階 (海外発生期)	第二段階 (国内発生早期)	第三段階 (感染拡大期、まん延期、回復期)	第四段階 (小康期)
事業所内における感染防止策	○感染防止策の強化 ・マスクの着用、手洗い・うがいの徹底 ・事業所内の換気、消毒などの徹底 ○必要備品（マスク、消毒薬など）の調達	○感染防止策の強化 ・感染者に近づかない ・マスク着用、手洗い・うがいの徹底 ・事業所内の換気、消毒などの徹底 ・従業員間の接触を減らす措置（勤務スペースのレイアウト変更、会議自粛など） ○従業員の健康管理の強化（従業員に感染者が出た場合、出勤停止、医療機関への受診、接触者の自宅待機など）	○感染防止策の強化 ・マスクの着用、手洗い・うがいの徹底 ・事業所内の換気、消毒などの徹底 ・従業員間の接触を減らす措置（勤務スペースのレイアウト変更、会議自粛など） ・来訪者管理の徹底（マスク着用指示など） ・フロアごとの立ち入り制限など ○従業員の健康管理の強化	○必要備品（マスク、消毒薬など）の再調達 ○感染防止策を継続
サービス利用者間の感染防止策	—	○感染防止策の強化（利用者へのマスク着用依頼、施設内の換気、消毒などの徹底、利用者間の接触を減らす措置など）	—	○感染防止策を継続
従業員に対する感染防止のための生活指導	—	○感染防止策の強化（マスク着用、手洗い・うがいの徹底など） ○不要不急の外出自粛、やむを得ず外出する場合、公共交通機関の利用を控えるなど、他人との接触減らすよう行動	—	○感染防止策を継続
一般企業の事業活動	○事業縮小（在庫整理、事業所閉鎖、操業停止など）の準備 ○取引先企業（サプライチェーン）、協力会社、流通業者など関係者への情報提供	○不要不急の事業の縮小 ○事業継続計画に基づく人員体制などの変更 ・通勤手段の変更 ・時差出勤の導入 ・在宅勤務の導入 ○関係者への情報提供	○不要不急の事業の休止（従業員の安全確保と企業の存続などのバランスを勘案の上、必要最小限の事業を継続） ○事業継続計画に基づく人員体制の変更	○取引先企業、協力会社、流通業者などを含めた業務体制立て直し ○在庫品・備蓄品の再調達など
社会機能の維持に関わる企業の事業活動	○事業継続に向けた準備 ○取引先企業（サプライチェーン）、協力会社、流通業者など関係者への情報提供 ○必要物資の備蓄強化	○事業継続計画に基づく人員体制などの変更 ・通勤手段の変更 ・時差出勤の導入 ・在宅勤務の導入 ・スプリットチーム制（従業員の同時感染リスクを回避するため業務を複数のチームに分けて遂行）など ○不要不急の事業縮小 ○関係者への情報提供	○社会機能の維持に関わる事業の継続と不要不急の事業の休止 ○事業継続計画に基づく人員体制の変更（人員投入の重点化）	○取引先企業、協力会社、流通業者などを含めた業務体制立て直し ○在庫品・備蓄品の再調達など

出所：新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議「新型インフルエンザ対策ガイドライン 参考1

新型インフルエンザが発生した際に、「事業をどのように維持していくか」を考えたことはありますか？

2 事業継続及び事業縮小・休止の可能性



事業を理解する際に知っておくべきことは・・・

- 社会機能の維持に関わる企業の場合は、まん延期においても事業継続を求められます。また、こうした企業が BCP を考える場合は、業界ごとでどのような対応をするのかを検討しておくことも重要となります。
- 一方で、事業継続に伴い感染が拡大してしまう危険性のある企業は、事業の自粛を要請される可能性があります。

□ 社会機能の維持に関わる企業の具体例

（社会機能の維持に関わる企業をサポートしている企業も含む）

医薬品の供給に関わる企業、生活必需品を製造販売している企業、食料品を製造販売している企業、生活必需品の物流に関わる企業、食料品の物流に関わる企業、ライフライン関係者の基幹システムに関わる企業、ライフライン関係者の施設管理に関わる企業 など

□ 事業の自粛が要請される可能性がある企業の具体例

集会施設、美術館、博物館、動物園、図書館、映画館、劇場、スポーツ施設、遊園地 など

重要業務の決定(業務の絞り込み)の案

① 社会機能維持事業の継続

例：食品製造部門・流通部門、これらのサポート部門→できる限り継続
 具体的対応策：物品の確保、在宅勤務との割振り、感染防止対策と業務内容の見直し

② 社会機能維持事業への転換

例：飲食部門、接客部門、教育部門→一時縮小し、業務転換を図る。
 具体的対応策：飲食業の設備スタッフをテイクアウト・デリバリー事業へ転換・振替
 社内必要物品の内製化(例；布マスクの作成・洗浄消毒殺菌)

【参考資料】

- ①新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン(農林水産省)
- ②中小企業 BCP 策定運用指針を用いた新型インフルエンザ対策のための中小企業 BCP(事業継続計画)策定指針(経済産業省中小企業庁経営安定対策室 2009年3月)
- ③新型インフルエンザ等対策ガイドライン(新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 平成25年6月26日(平成28年3月25日 一部改定))

制作編集 株式会社クロックワーク

沖縄県那覇市牧志 2-19-10 松善ビル1F

令和2年4月1日